

# ICT



## 本校の ICT 教育環境

令和 3 年度日立第一高等学校入学生に知っていただきたいこと  
※用語についてさらに知りたい場合は、本校 HP からこの文書の PDF を見ると、いくつかの用語にリンクを貼ってありますので、そちらを参考にしてください。



### 本校のネットワーク環境

令和 2 年度末に普通教室とほとんどの特別教室（物理室、音楽室等）に無線 LAN が配備され、多数の端末からインターネットに接続することが可能になりました。また、令和 3 年 4 月以降には、普通教室に電子黒板が整備される予定です。

### 授業等での活用例

- Google のアカウントを配付
- Google G-Suite を活用した授業（課題管理、共同編集、小テスト等）
- デジタル教材の利用（QR コード読取）

### ご準備いただきたいこと

本校では、指定する端末の OS はありません。

すでにモバイルパソコン等をお持ちのご家庭への新たな経済的負担に配慮し、本校では推奨する端末の OS を指定していません。一般的に普及している [Chrome OS](#)、[iPadOS](#)、[Windows](#) のいずれかの OS であれば、授業で端末を用いる場合に、同じ教育内容を提供できるような学習活動を行います。

※端末の仕様については、P. 6 をご覧ください。

### ICT 授業支援体制

令和 2 年度より、県教育委員会が主催する「オンライン学習方法研修会」に本校職員が参加してスキルアップを図ってきました。また、[附属中学校](#)では生徒全員に CHROMEBOOK が貸与され、すでに授業での活用が始まっており、ノウハウの蓄積が行われています。

## Q&A

#### ①入学までに端末を用意しなければならないのですか？

入学してからしばらくの間は学校施設の整備を踏まえ準備期間とします。この時期は、モバイルパソコン等の需要が全国的に高まることが予想され、欲しい商品が品切れになることもあるかもしれません。本格的な授業での活用は夏以降を予定しています。それまでにスペック等でご不明な点があれば、担任等にご相談ください。

#### ②経済的に端末を準備するのが難しいのですがどうしたらよいですか。

茨城県教育委員会において、経済的に困難を抱える家庭に対する支援を行います。住民税非課税世帯には端末の貸与を、住民税非課税世帯に準ずる世帯には端末購入費の一部補助（令和 3 年 4 月 1 日以降に購入したことがわかる領収書が必要）を行います。詳しくは別紙をご覧ください。

#### ③高価なパソコンを学校に持ち込むのは、盗難や破損等が心配です。

学校に持ち込む情報端末の管理は各自で行っていただきます。盗難や破損等に関して、学校では一切の責任を負いかねます。ただし、教室が空になるときは教室に鍵をかける等、盗難に関しては極力発生しないような環境を整える予定です。

#### ④どうしてキーボードが必要なのです。iPad はあるのですが、それだけではダメですか。

キーボードは必須です。「総合的な探究の時間」等でのレポート作成ではかなりの長文を書くことになります。今の子どもたちはタッチパネルで器用に素早く文章を入力することができますが、ブラインドタッチでの入力には遙かに及びません。また、将来的に考えると大学での日常的なレポート作成（メール等で提出）や、TOEFL のように試験自体がキーボードで入力といったものもあり、就職すればキーボードを使っのパソコン作業が一般的になります。高校時代にキーボードを使った素早い入力を身に付けておくことが大切です。

#### ⑤子どもに持たせているスマートフォンにはペアレンタルコントロールを使っているのですが、アダルトサイトや出会い系サイトなどを閲覧することはできませんが、子どもに持たせる情報端末にはそのような制限ができるのですか。

具体的な制限については学校では行いません。学校では、ネット上でのふるまいに関する情報モラル教育やネットワークを利用することの危険性についての講演会等を行うことで、ネット上のトラブル防止に努めます。情報端末を有効に活用するためには、様々な情報にアクセスしたり、アプリをダウンロードしたりすることが必要になります。様々な制限はそれらを妨げてしまうことが、他県の先進事例から見受けられます。本校では、情報リテラシー（情報との上手な付き合い方）を「社会と情報」の授業等で育成します。ネットワークの利便性やモラルについての学習を行い、情報社会の一員として適切な行動ができるような教育を行って参りますので、家庭でのご指導もお願いいたします。